

## 恵光福社会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、恵光福社会の役員に支給する報酬を定めるものとする。

(旅費の実費弁償分の支給)

第2条 役員会開催の折に、旅費実費弁償分を支給する。

(支給金額)

第3条 支給金額は一会議につき、一人3,000円とする。

以上

附則

この規定は、平成29年6月19日より施行する。